

令和5年12月21日

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 早瀬 英俊

一般競争入札について下記のとおり実施するので、陸上自衛隊が示す「入札及び契約心得（令和5年9月11日）」等関係事項を承諾のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 品名等

品名、規格、単位、数量
ボルトほか148件 別紙第1「内訳書」のとおり

(2) 納期 別紙第1「内訳書」のとおり

(3) 納地 別紙第1「内訳書」のとおり

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和5年度有効の全省庁統一競争参加資格「物品の販売」の「B」、「C」又は「D」の格付を保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 別紙第2「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

3 契約条項等を示す場所

契約条項及び「入札及び契約心得」については、北海道補給処調達会計部に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

4 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和6年1月19日（金）10時00分

(2) 場所 陸上自衛隊北海道補給処調達会計部入札室

5 落札決定方法

(1) 総額により決定する。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、同額の場合は抽選とする。

6 保証金に関する事項

(1) 入札保証金は免除する。

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従った契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金は免除する。

ただし、契約者が「入札及び契約心得」に従った契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10を違約金として徴収する。

7 入札の無効

(1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札

(2) 入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札金額、入札者及び担当者氏名、連絡先の記載がない入札書

(4) 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書

(5) 電話、電報及びFAXによる入札

(6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

8 契約書の作成

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、物品売買契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。

9 その他

(1) 入札書の記載要領等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

なお、落札決定は、消費税抜きの金額で発表する。

(2) 郵便入札

ア 郵便による入札参加を推奨（コロナウイルス感染防止のため）

イ 郵便入札の要領等

(ア) 送付先

〒061-1393 恵庭市西島松308

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課

(イ) 送付期限

令和6年1月18日（木）17時00分（必着）

- (ウ) 送付要領
 - a 入札書は、「ボルトほか148件」と朱書された小封筒の中に入れて封印をする。
 - b 上記aの入札書が入った小封筒と資格決定通知書(写)を郵送用封筒に入れて配達が可能である郵便又はメール便にて送付する。
- (エ) 到着の確認
 - 郵送入札を行う者は、発送した後契約課担当者に到着の確認を行うものとする。
- (3) 再度入札
 - ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。
 - イ 郵便による入札者がいる場合
 - (ア) 再度入札の実施日時
 - 令和6年1月25日(木) 15時30分
 - (イ) 郵便入札の要領
 - a 送付期限
 - 令和6年1月24日(水) 17時00分(必着)
 - b その他の要領
 - 初度の入札と同様
- (4) 資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出する。(FAX可)
- (5) 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。
「入札及び契約心得」で示す「同等品判定依頼書」の様式をもって契約課担当者に提出し、入札前に書面をもって承認を受けなければならない。
- (6) 同等品をもって入札をする場合は、令和6年1月15日(月)15時までに「入札及び契約心得」で示す「同等品判定依頼書」の様式をもって契約課担当者に提出し、入札前に書面をもって承認を受けなければならない。
- (7) 入札に関する問い合わせ先
 - 物品及び仕様等に関する事項
 - 陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課 担当：安保(あんぼ)
 - 電話 0123-36-8611(内線5338)
- (8) 公告掲示場所
 - ア 掲示板
 - (ア) 島松駐屯地
 - (イ) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所
 - イ 北海道補給処ホームページ
 - <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (9) 公告掲示期間
 - 令和5年12月21日～令和6年1月19日

内 訳 書

No.	品 名	規 格	単 位	数 量	納 期	納 地
1	ボルト	仕様書のとおり	EA	10	6.3.29	苗穂支処
2	ボルト	仕様書のとおり	EA	5	6.3.29	苗穂支処
3	キャスルナット	仕様書のとおり	EA	6	6.3.29	苗穂支処
4	ロックナット	仕様書のとおり	EA	1	6.3.29	苗穂支処
5	シールワッシャ	仕様書のとおり	EA	4	6.3.29	苗穂支処
6	シールワッシャ	仕様書のとおり	EA	3	6.3.29	苗穂支処
7	ワッシャ	仕様書のとおり	EA	10	6.3.29	苗穂支処
8	ワッシャ	仕様書のとおり	EA	10	6.3.29	苗穂支処
9	ワッシャ	仕様書のとおり	EA	5	6.3.29	苗穂支処
10	スプリングワッシャ	仕様書のとおり	EA	5	6.3.29	苗穂支処
11	ワッシャ	仕様書のとおり	EA	10	6.3.29	苗穂支処
12	スピリットピン	仕様書のとおり	EA	10	6.3.29	苗穂支処
13	キー	仕様書のとおり	EA	1	6.3.29	苗穂支処
14	スナップリング	仕様書のとおり	EA	5	6.3.29	苗穂支処
15	スナップリング	仕様書のとおり	EA	5	6.3.29	苗穂支処
16	スナップリング	仕様書のとおり	EA	1	6.3.29	苗穂支処
17	ボールベアリング	仕様書のとおり	EA	5	6.3.29	苗穂支処
18	ベアリング	仕様書のとおり	EA	1	6.3.29	苗穂支処
19	O R I N G	仕様書のとおり	EA	10	6.3.29	苗穂支処
20	グリースニップル	仕様書のとおり	EA	1	6.3.29	苗穂支処

内 訳 書

No.	品 名	規 格	単 位	数 量	納 期	納 地
21	PLUG	仕様書のとおり	EA	2	6.3.29	苗穂支処
22	ホース	仕様書のとおり	EA	1	6.3.29	苗穂支処
23	エレメントASSY	仕様書のとおり	EA	2	6.3.29	苗穂支処
24	ガスケット	仕様書のとおり	EA	1	6.3.29	苗穂支処
25	ウォータポンプASSY	仕様書のとおり	EA	1	6.3.29	苗穂支処
26	セットプレート	仕様書のとおり	EA	1	6.3.29	苗穂支処
27	キャップ	仕様書のとおり	EA	4	6.3.29	苗穂支処
28	ガスケット	仕様書のとおり	EA	1	6.3.29	苗穂支処
29	ガスケット	仕様書のとおり	EA	1	6.3.29	苗穂支処
30	スターターASSY	仕様書のとおり	EA	1	6.3.29	苗穂支処
31	レギュレータ	仕様書のとおり	EA	2	6.3.29	苗穂支処
32	フュエルフィルターASSY	仕様書のとおり	EA	1	6.3.29	苗穂支処
33	フィルタエレメント	仕様書のとおり	EA	14	6.3.29	苗穂支処
34	フュエルパイプ	仕様書のとおり	EA	2	6.3.29	苗穂支処
35	フュエルパイプ	仕様書のとおり	EA	2	6.3.29	苗穂支処
36	バッテリーケーブル	仕様書のとおり	EA	2	6.3.29	苗穂支処
37	サーモスイッチ	仕様書のとおり	EA	1	6.3.29	苗穂支処
38	バッテリーホルダ	仕様書のとおり	EA	1	6.3.29	苗穂支処
39	ラジエータホース シタ	仕様書のとおり	EA	1	6.3.29	苗穂支処
40	P. T. O シャフト	仕様書のとおり	EA	1	6.3.29	苗穂支処

内 訳 書

No.	品 名	規 格	単 位	数 量	納 期	納 地
4 1	スプラインボス	仕様書のとおり	EA	1	6. 3. 29	苗穂支処
4 2	アーム	仕様書のとおり	EA	1	6. 3. 29	苗穂支処
4 3	ローラ	仕様書のとおり	EA	1	6. 3. 29	苗穂支処
4 4	ワイヤ	仕様書のとおり	EA	1	6. 3. 29	苗穂支処
4 5	ステアリングギヤ ; B	仕様書のとおり	EA	1	6. 3. 29	苗穂支処
4 6	ピットマンアーム	仕様書のとおり	EA	1	6. 3. 29	苗穂支処
4 7	フロントホイールASSY	仕様書のとおり	EA	8	6. 3. 29	苗穂支処
4 8	タイヤ 前輪 (大型草刈機用)	仕様書のとおり	EA	2	6. 3. 29	苗穂支処
4 9	キャップ	仕様書のとおり	EA	7	6. 3. 29	苗穂支処
5 0	フィルターストレーナ	仕様書のとおり	EA	4	6. 3. 29	苗穂支処
5 1	フュエルパイプ	仕様書のとおり	EA	3	6. 3. 29	苗穂支処
5 2	タンクキャップ	仕様書のとおり	EA	4	6. 3. 29	苗穂支処
5 3	ピボットシャフト	仕様書のとおり	EA	1	6. 3. 29	苗穂支処
5 4	フュエルポンプ	仕様書のとおり	EA	1	6. 3. 29	苗穂支処
5 5	バッテリーケーブル	仕様書のとおり	EA	3	6. 3. 29	苗穂支処
5 6	タンクカバー	仕様書のとおり	EA	3	6. 3. 29	苗穂支処
5 7	チューブ	仕様書のとおり	EA	1	6. 3. 29	苗穂支処
5 8	スプリング	仕様書のとおり	EA	1	6. 3. 29	苗穂支処
5 9	ステー	仕様書のとおり	EA	1	6. 3. 29	苗穂支処
6 0	シャフト	仕様書のとおり	EA	1	6. 3. 29	苗穂支処

内 訳 書

No.	品 名	規 格	単 位	数 量	納 期	納 地
6 1	カバー	仕様書のとおり	EA	1	6. 3. 29	苗穂支処
6 2	カバー	仕様書のとおり	EA	1	6. 3. 29	苗穂支処
6 3	ブレード	仕様書のとおり	EA	21	6. 3. 29	苗穂支処
6 4	ピン	仕様書のとおり	EA	8	6. 3. 29	苗穂支処
6 5	ピン	仕様書のとおり	EA	1	6. 3. 29	苗穂支処
6 6	ステー	仕様書のとおり	EA	3	6. 3. 29	苗穂支処
6 7	リテーナ	仕様書のとおり	EA	16	6. 3. 29	苗穂支処
6 8	ワッシャ	仕様書のとおり	EA	8	6. 3. 29	苗穂支処
6 9	ボルト	仕様書のとおり	EA	12	6. 3. 29	苗穂支処
7 0	ボルト	仕様書のとおり	EA	18	6. 3. 29	苗穂支処
7 1	プーリー	仕様書のとおり	EA	2	6. 3. 29	苗穂支処
7 2	プーリー	仕様書のとおり	EA	6	6. 3. 29	苗穂支処
7 3	プーリー	仕様書のとおり	EA	2	6. 3. 29	苗穂支処
7 4	ブレード	仕様書のとおり	EA	6	6. 3. 29	苗穂支処
7 5	ブレーカー	仕様書のとおり	EA	1	6. 3. 29	苗穂支処
7 6	ボルト	仕様書のとおり	EA	6	6. 3. 29	苗穂支処
7 7	フィルタ	仕様書のとおり	EA	2	6. 3. 29	苗穂支処
7 8	フィルタ	仕様書のとおり	EA	2	6. 3. 29	苗穂支処
7 9	オイルフィルタ	仕様書のとおり	EA	2	6. 3. 29	苗穂支処
8 0	排水トラップ	仕様書のとおり	EA	1	6. 3. 29	北海道補給処

内 訳 書

No.	品 名	規 格	単 位	数 量	納 期	納 地
8 1	排水トラップ	仕様書のとおり	EA	1	6. 3. 29	北海道補給処
8 2	排水トラップ	仕様書のとおり	EA	4	6. 3. 29	北海道補給処
8 3	ホースインナー	仕様書のとおり	EA	10	6. 3. 29	北海道補給処
8 4	ユニオンナット	仕様書のとおり	EA	10	6. 3. 29	北海道補給処
8 5	ホースインナー	仕様書のとおり	SH	12	6. 3. 29	北海道補給処
8 6	ユニオンナット	仕様書のとおり	SH	12	6. 3. 29	北海道補給処
8 7	オーバーフロー	仕様書のとおり	PC	10	6. 3. 29	北海道補給処
8 8	アジャスト脚	仕様書のとおり	SH	70	6. 3. 29	北海道補給処
8 9	プレート式ゴムキャスター	仕様書のとおり	EA	25	6. 3. 29	北海道補給処
9 0	プレート式ゴムキャスター	仕様書のとおり	EA	10	6. 3. 29	北海道補給処
9 1	プレート式ゴムキャスター	仕様書のとおり	EA	4	6. 3. 29	北海道補給処
9 2	プレート式ゴムキャスター	仕様書のとおり	EA	45	6. 3. 29	北海道補給処
9 3	プレート式ゴムキャスター	仕様書のとおり	EA	16	6. 3. 29	北海道補給処
9 4	六角ボルト	仕様書のとおり	CA	3	6. 3. 29	北海道補給処
9 5	六角ボルト	仕様書のとおり	CA	1	6. 3. 29	北海道補給処
9 6	六角ナット	仕様書のとおり	CA	1	6. 3. 29	北海道補給処
9 7	六角ナット	仕様書のとおり	CA	1	6. 3. 29	北海道補給処
9 8	平ワッシャー	仕様書のとおり	CA	15	6. 3. 29	北海道補給処
9 9	平ワッシャー	仕様書のとおり	CA	18	6. 3. 29	北海道補給処
1 0 0	スプリングワッシャー	仕様書のとおり	CA	18	6. 3. 29	北海道補給処

内 訳 書

No.	品 名	規 格	単 位	数 量	納 期	納 地
101	スプリングワッシャー	仕様書のとおり	CA	12	6.3.29	北海道補給処
102	トランク取手	仕様書のとおり	EA	8	6.3.29	北海道補給処
103	切断砥石	仕様書のとおり	CA	11	6.3.29	北海道補給処
104	オフセット砥石	仕様書のとおり	CA	5	6.3.29	北海道補給処
105	ナイロンディスク	仕様書のとおり	CA	5	6.3.29	北海道補給処
106	ウレタンディスク	仕様書のとおり	CA	2	6.3.29	北海道補給処
107	パッキン, インシュレーター	発動発電機5.5kVA ホンダ EM55iS (23年度以降納入品) 16223-ZE3-W00	EA	1	6.3.22	北海道補給処
108	スイッチASSY, オイルレベル	発動発電機, 5.5kVA ホンダ EM55iS (23年度以降納入品) 35480-ZF6-003	EA	1	6.3.22	北海道補給処
109	パッキン, ケースカバー	発動発電機, 5.5kVA ホンダ EM55iS 23年度以降納入品 11381-ZE3-801	EA	1	6.3.22	北海道補給処
110	バッテリー	発動発電機, 5.5kVA ホンダ EM55iS 23年度以降納入品 31500-MCR-J01	EA	1	6.3.22	北海道補給処
111	スクリーワッシャー	発電機, 天幕用 ホンダ EX6 M5×16 93891-05016-07	EA	9	6.3.22	北海道補給処
112	オイルフィラキャップASSY	発電機, 天幕用 ホンダ EX6 15600-ZM7-003	ST	4	6.3.22	北海道補給処
113	点火プラグ	防音型発電機 ホンダ EU9i 98056-55777 CR5HSB	EA	3	6.3.22	北海道補給処
114	ハーネスASSY, コントロールワイヤー	防音型発電機 ホンダ EU9i 32150-ZT3-C01	EA	1	6.3.22	北海道補給処
115	ケーブル, アース	防音型発電機 ホンダ EU9i 32601-ZT3-S00	EA	1	6.3.22	北海道補給処
116	スクリーワッシャー (ホンダEU9i)	防音型発電機 ホンダ EU9i 93891-05020-07 5×20	EA	2	6.3.22	北海道補給処
117	ロープ, リコイルスターター	防音型発電機 ホンダ EU9i 28462-ZT3-003	EA	2	6.3.22	北海道補給処
118	ポンプASSY, フューエル	防音型発電機 ホンダ EU9i 16700-ZT3-003	EA	2	6.3.22	北海道補給処
119	キャブレターアセンブリ1	発電機 ヤマハEF800B 7TA-14101-00	EA	2	6.3.22	北海道補給処
120	スタータアセンブリ	発電機 ヤマハ EF900is 7VV-15710-00	ST	1	6.3.22	北海道補給処

内 訳 書

No.	品 名	規 格	単 位	数 量	納 期	納 地
121	キャブレタアセンブリ 1	発電機 ヤマハEF900IS 部) 7CG-14101-01	EA	8	6.3.22	北海道補給処
122	フュエルポンプアセンブリ	発電機 ヤマハEF900IS 7VV-24410-00	EA	4	6.3.22	北海道補給処
123	ラバーB、サポーター	防音型発電機 ホンダ EU9i 16857-ZT3-000	EA	1	6.3.22	北海道補給処
124	チューブ、ダイヤフラム	防音型発電機 ホンダ EU9i 16882-ZT3-000	EA	1	6.3.22	北海道補給処
125	エレメント、エアークリーナー	防音型発電機 ホンダ EU9i 17211-ZT3-000	EA	14	6.3.22	北海道補給処
126	ボルト、スタッド (A)	防音型発電機 ホンダ EU9i 90101-ZT3-000	EA	1	6.3.22	北海道補給処
127	ボルト、スタッド (B)	防音型発電機 ホンダ EU9i 90103-ZT3-000	EA	1	6.3.22	北海道補給処
128	サブコードASSY	防音型発電機 ホンダ EU9i 32196-ZT3-C00	EA	1	6.3.22	北海道補給処
129	キャブレタASSY	防音型発電機 ホンダ EU9i 16100-ZM7-D25 BF30C E	ST	1	6.3.22	北海道補給処
130	ラバー、ボトム	防音型発電機 ホンダ EU9i 68325-ZT3-000	EA	4	6.3.22	北海道補給処
131	スクリュー, パン: 6×100	防音型発電機 ホンダ EU9i 93500-06100-0A 6×100	EA	13	6.3.22	北海道補給処
132	ボルトフランジ: 6×10	防音型発電機 ホンダ EU9i 96001-06010-07 6×10	EA	4	6.3.22	北海道補給処
133	ナット、スプリング	発電機, 天幕用 ホンダ EX6 90320-GE2-760	EA	7	6.3.22	北海道補給処
134	ワッシャー: 6MM	発電機, 天幕用 ホンダ EX6 90485-286-000	EA	12	6.3.22	北海道補給処
135	スクリューワッシャー (ホンダEU9i)	発電機, 天幕用 ホンダ EX6 93891-06020-07	EA	6	6.3.22	北海道補給処
136	カバーCOMP, L. サイド	防音型発電機 ホンダ EU9i 63220-ZT3-S00	EA	1	6.3.22	北海道補給処
137	リテナ 左側	仕様書のとおり	EA	1	6.3.31	北海道補給処
138	リテナ 右側	仕様書のとおり	EA	1	6.3.31	北海道補給処
139	ボルト	仕様書のとおり	EA	4	6.3.31	北海道補給処
140	平座金	仕様書のとおり	EA	6	6.3.31	北海道補給処

内 訳 書

No.	品 名	規 格	単 位	数 量	納 期	納 地
1 4 1	ナット, スプリング	仕様書のとおり	EA	4	6.3.31	北海道補給処
1 4 2	六角ナット	仕様書のとおり	EA	16	6.3.31	北海道補給処
1 4 3	スターターASSY. , スターターモーター&リコイル	仕様書のとおり	EA	5	6.3.31	北海道補給処
1 4 4	ステータアセンブリ	仕様書のとおり	EA	2	6.3.31	北海道補給処
1 4 5	シール, バルブシステム	仕様書のとおり	EA	2	6.3.31	北海道補給処
1 4 6	バルブ, インテーク	仕様書のとおり	EA	1	6.3.31	北海道補給処
1 4 7	ピストンリングセット (STD)	仕様書のとおり	ST	1	6.3.31	北海道補給処
1 4 8	ロータアセンブリ	仕様書のとおり	EA	3	6.3.31	北海道補給処
1 4 9	バルブ, エキゾースト	仕様書のとおり	EA	2	6.3.31	北海道補給処

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合